

50-1 消防用設備等 連結散水設備 設置基準 令別表第1項目 防火対象物(くわしくは)(⇒13-1~3) 下記条件の場合設置 緩和 今28の2

(1) イ・劇場等 ロ・集会場等	〔設置免除される場合〕
(2) イ・キャバレー等 ロ・遊技場等 ハ・性風俗関連特殊營業店舗等 ニ・カラオケボックス等	
(3) イ・料理店等 ロ・飲食店	
(4) ●百貨店等	
(5) イ・旅館等 ロ・共同住宅等	
(6) イ・病院等 ロ・老人短期入所施設等 ハ・カラオケバー等 ニ・特別支援学校等	
(7) 学校等	
(8) 図書館等	
(9) イ・蒸気浴場等 ロ・一般浴場	
(10) 車両停車場	
(11) 神社等	
(12) イ・工場等 ロ・スタジオ等	
(13) イ・車庫等 ロ・特殊格納庫	
(14) 倉庫	
(15) 前各項以外	
(16) イ・特定用途の複合用途 ロ・イ以外の複合用途	
(16) 地下街	延
(16) 準地下街	
(17) 文化財	地階のF
(18) アークード	

(備考) 上表中黄色部分は設置すべき条件。
●=特定防火対象物(法17の2の5)
総合操作盤の設置⇒54-1~10
※1 各用途部分の設置基準に従う

B5判縮小 内容見本 (2025年版より)

59-3 消防用設備等 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

概要・基本的な考え方

長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災を受けた消防法施行令の一部を改正する政令(H.19政179)等及び兵庫県のカラオケボックスにおける火災を受けた消防法施行令の一部を改正する政令(H.20政215)等により、新たに自動火災報知設備が義務づけられたこととなった小規模な施設において、令29条の4として、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準について省令及び告示が定められたものである。

●基準の適用範囲の考え方(⇒59-1)
次に掲げる防火対象物又はその部分
ア. 延面積又は床面積が300m²未満の防火対象物又はその部分のうち、令21条1項(3号から6号まで、8号、11号、12号、14号及び15号を除く。)に掲げるもの
イ. 延面積が300m²以上の防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるもの
① 規13条1項2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(令21条1項7号及び8号に掲げる防火対象物を除く。)であって、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(令21条1項5号、11号、12号、14号及び15号に掲げる防火対象物の部分を除く。)及び規23条4項1号に掲げる部分以外の部分が存しないもの
(ア) 令別表第1(2)項二、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物
(イ) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
(ウ) 令別表第1(9)項イに掲げる防火対象物(延べ面積が200m²以上のものに限る。)
(エ) 令別表第1(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、当該用途に供される部分の床面積の合計が100m²以上のもの
(オ) (オ)から(ロ)までに掲げるもののほか、令別表第1に掲げる防火対象物の地階又は2階以上の階のうち、駐車の用に供する部分の存する階(駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。)で、当該部分の床面積が200m²以上300m²未満のもの
② 延面積が300m²以上500m²未満のもので、(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存しないもの(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300m²未満のものに限る。)
③ 延べ面積が300m²未満の防火対象物

Fig.1 Fig.2 Fig.3

Fig.4 Fig.5

(6)項口等(200m²) (5)項(150m²) (13)項口(~300m²未満)

ご購読者限定 (2028年3月31日まで)

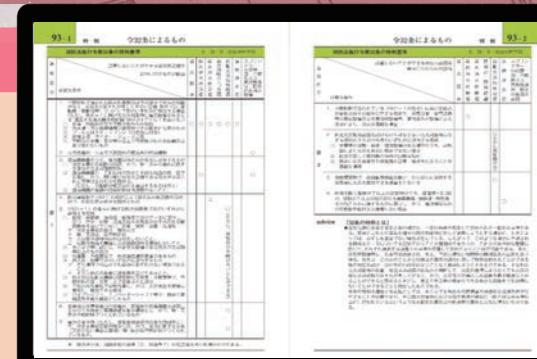
無料

本書の電子版が
でご覧いただけます!

パソコン、タブレット・スマートフォンで
閲覧可能(ストリーミング形式)

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 全文検索機能付き



見本 (2025年版より)

建築消防advice 2026

編集 建築消防実務研究会

主な改正概要

令和7年10月1日施行の消防法施行令の改正による別表第1への「就労選択支援」の追加、令和7年7月30日施行の消防法施行規則の改正に基づくスプリンクラー設備の水源の水量についての補正を行いました。

また、令和7年5月15日施行の危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則の改正に基づく消火設備の基準に係る特例規定の整備について補正を行うとともに、行政実例の追加等を行いました。

B5判・総頁756頁
定価5,830円(本体5,300円) 送料570円

ISBN978-4-7882-9545-2

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



詳細はコチラ!

掲載内容

A 基礎知識

- 消防法の概要
- 火災の予防
- 防火対象物
- 準地下街
- 無窓階
- 消防用設備等
- 消防用設備等の設置単位

B 基本計画

- 消防用設備等の基準
- 消防用設備等の性能規定化

C 消防用設備等

- 消火器
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 水噴霧消火設備
- 泡消火設備
- 不活性ガス消火設備
- ハロゲン化物消火設備
- 粉末消火設備

能を有する消防の用に供する設備等

- 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

- 消防設備に連絡する設備

- 危険物

- 製造所

- 屋内貯蔵所

- 給油取扱所

- 消火設備

E その他

- 火災予防措置
- 工事中の安全対策
- 申請・届出・検査
- 消防設備の点検
- 防火対象物点検報告制度・防災管理点検報告制度
- 融資制度

F チェックリスト

- 建物用途別設置基準

G 特例

- 特殊な条件下での消防用設備等の設置
- 令32条によるもの
- 既存防火対象物
- 社会福祉施設等
- 既存の物品販売店舗等

H 附録

- 消防用機器の取扱い
- 区画貫通できる管類

